

IFRSをめぐる動向 第97回 保険契約プロジェクト

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 川端 稔

(22頁)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。保険契約プロジェクトは、保険会計プロジェクトとして、IASBの前身であるIASCにより1997年4月に議論が開始されて以来、審議が続けられてきましたが、いよいよ、最終段階を迎えています。

今回は、2016年11月および2017年2月に開催されたIASB会議における議論の内容について解説します。2016年11月の審議会は、審議終了後に実施されたフィールドテストの結果およびその際に提出されたコメントへの対応を議論の内容としています。2017年2月における審議会は、2016年11月の審議の結果を反映した草案に対するレビューの結果寄せられたコメントに対する対応を、議論の内容としています。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. フィールドテストの方法と結果

IASBスタッフは、2016年11月の審議会において、フィールドテストの方法とその結果について説明しました。IASBは、IFRS第17号「保険契約」（以下、IFRS第17号）の草案における特定の要求事項について外部の作成者によりテストを実施することを決定しました。これは、作成者がどのように要求事項を理解し適用するか、および、要求事項を適用する際に、実務上どのような問題が生じるかについての情報を、IASBに提供することを目的として実施されました。具体的には、契約の集約、変動手数料アプローチの範囲、金融市場リスクを低減させるために使用されたデリバティブ、その他の包括利益において認識された保険金融収益もしくは費用の決定、見積りの変更の認識および移行措置の6項目がテストの内容として設定されました。この外部テストに12の作成者が参加しました。保険者により提起された主要な懸念事項は、契約の集約における集約の水準、移行措置およびその他の解決すべき論点に関連しており、2016年11月の審議会において、スタッフにより草案の修正が提案されました。

3. 契約の集約

(1) 2016年11月の審議会

2016年11月の審議会においては、以下の内容が議論されました。まず、集約の水準に関して、IFRS第17号におけるポートフォリオの定義を保持することが決定されました。そして、ポートフォリオは、契約の開始時点において、(1) 不利な契約、(2) 不利な状況になる重大なリスクがない有利な契約、(3) その他の有利な契約の3つに区分することが求められることとしました。企業は、契約が不利となるリスクについて評価することが要求されます。しかし、既に、企業の内部報告にて同様の報告を行っている場合には、内部報告が、どのように見積りの変更並びに見積りの変更に対する履行キャッシュ・フローの感応度に関する情報を提供することができるのかについて考慮すべきであるとしていました。

審議会は、有利な契約と不利な契約との間で、有利な契約の収益による不利な契約の維持を回避する手段として、3つの収益性のグループを、細分化の最低限の要件として支持しました。同様に、実務において、多くのポートフォリオは、契約の開始時点において不利な契約であれば、保険者はこのような契約を引き受けられない可能性があり、3つ未満の収益性のグループを保有することになる可能性についても審議会において言及されました。

同じ年度内に発行された契約のみをグループ化すること（年次の計算群団の設定）が許容されました。そして、この特定したグループのさらなる細分化についても、許容されました。その際、契約サービス・マージンの時の経過に伴う配分は、グループにおける予想される期間および金額を反映した、カバー単位（Coverage unit）を基礎に行われるべきであるとしていました。このカバー単位の考え方は、2016年11月の審議会の段階では、定義が明確にされていませんでしたが、2017年2月の審議会で、グループにおける契約により提供されるカバーの金額であり、個別の契約に関して、契約の下で提供される保障の金額および予想される期間を考慮して決定されると決定されました。

年次の計算群団の設定に関する要求事項は、有効契約数に対応しない契約サービス・マージン（終わりなき契約サービス・マージンの壺）への対応策として決定されました。この「終わりなき契約サービス・マージンの壺」が、財務上の結果の管理を可能とし、純損益の概念を傷つけるとの見解も述べられました。しかし、カバー単位に基づく契約サービス・マージンの解放に関する要求事項のため、カバー期間の終わりには契約サービス・マージンはなくなっているとの見解もありました。この見解によれば、年次の計算群団の設定は、過度な要求であるとされています。

契約が、グループ内において、契約サービス・マージンに金利を付与するために集約された場合、すべての審議会のメンバーは、加重平均された、ロック・インされた割引率を使用することを許容することに賛成しました。

2016年11月の審議会においては、相互扶助を伴う契約に関する集約の水準について質問がなされ、以下の点が明確にされました。

- ・スタッフは、次のIFRS第17号に関する草案において追加的な明確化を行う。
- ・年度別計算群団の要件は、相互扶助を含むすべての契約について適用されるべきである。
- ・相互扶助は、保険者がキャッシュ・フローを計算する際に考慮されるべきであるが、集約の水準に関する要求事項に優先しない。および、
- ・相互扶助は、契約条件の一部を構成する場合に限り、考慮されるべきである。

審議会のメンバーからは、フィールドテストからのフィードバックは、IASBの意図とは異なっているが、フィールドテストの参加者は、履行キャッシュ・フローが、契約サービス・マージンと同じ水準で細分化されることが要求されていると誤って理解をしていたとの見解が述べられました。契約サービス・マージンが、履行キャッシュ・フローよりも詳細な粒度で細分化された場合、履行キャッシュ・フローの変動は、合理的かつ裏づけ可能な基礎に基づいて、契約サービス・マージンのグループに配分される必要があると考えられます。

(2) 集約の水準—2017年2月の審議会

契約のグループ化についてのIASBの従前の決定によれば、契約のポートフォリオについて、グループの設定が求められる内容を含んでいました。これは、法律もしくは規制が、個々の保険契約者の異なる性質を反映する保険料率を設定する能力を制約している場合においても適用される決定でした。2017年2月の審議会において、法律や規制が、異なる性質を有する保険契約者に関して異なる料率もしくは補償の水準を設定する企業の能力を制約する場合には、契約のポートフォリオを、異なる契約グループに分離してグループ化する要求事項を免除することを決定しました。企業は、このような契約を同じグループに含め、そして、その事実を開示することを選択することが可能となるかもしれません。

審議会のメンバーの多くは、規制は、無視すべきではない経済的影響であるため、料率設定もしくは給付における制約を強制する規制である場合にのみ許容される、この極めて範囲の狭い例外について同意しました。よって、規制の影響を受けた他の取引に対してこの考え方を類推し、拡張した適用を行うべきではないと考えられます。また、この免除規定は、重大な変更ではなく、それ故、どの様にモデルが機能するかについての従前の決定を否定しないと述べました。規制は、特定のものとすべきであり、規制における一般的な非差別要件は、この免除規定に関しては適格ではないとの意見もありました。

4. 実績調整

保険契約の測定モデルは、将来キャッシュ・フローの見積りに基づいています。この場合、「見積り」と「実績」の差額の取扱いが不可避の論点となります。具体的には、差額が、発生した各期の純損益として認識されるか、もしくは、契約サービス・マージンの調整項目として将来の期間において純損益に反映させるかという取扱いが検討されます。実績調整の定義は、2013年の再公開草案の付表Aには定義されていないため、その明確化も必要になります。

(1) 2016年11月の審議会

すべての審議会のメンバーは、ビルディング・ブロック・アプローチにおいて、実績調整が契約のグループにおける将来の権利および義務（つまり、カバー単位の数）に影響を与える場合、実績調整および将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変更に関する結合された影響は、純損益において認識されるべきであるとするスタッフの提案に対して賛成しました（図表1）。

【図表1】2017年2月審議会の暫定的決定

		将来のカバー	現在もしくは過去のサービス
1	将来の非金融リスクに関する見積りの変更	CSM	
2	非金融リスクに関する実績調整		P/L
3	実績調整と見積りの変更の結合された影響	CSM	

実績調整および直接関連する将来に関する見積りの変更より生じる影響の純損益における純額表示は、契約サービス・マージンにおける認識よりもたらされる表示と比較し、より正確な表示をもたらすとの、理由が述べられました。関連するスタッフ・ペーパーの附表に表されている例に関して、審議会のメンバーは、説明された例よりも予想されていなかった失効が生じた場合、当該期間においてより多額の契約サービス・マージンの解放が期待されることを予想すると述べました。そして、この点について、IFRS第17号の次の草案において明確化することを提案しました。

(2) 2017年2月の審議会

すべての審議会のメンバーは、ビルディング・ブロック・アプローチのもとでは、非金融リスク（および、基礎となる項目に関連しない）から生じる将来キャッシュ・フローの見積りの変動は、契約サービス・マージンに対して認識することを決定しました（図表2）。

【図表2】2016年11月審議会の暫定的決定

		将来のカバー	現在もしくは過去のサービス
1	将来の非金融リスクに関する見積りの変更	CSM	
2	非金融リスクに関する実績調整		P/L
3	実績調整と見積りの変更の結合された影響	P/L	

この決定は、2016年11月の審議会の暫定的決定を変更する決定でした。審議会のメンバーは、従前の審議会の見解を変更する今回決定された取扱いは、妥協の結果であることを認識しました。そして、審議会のメンバーは、この概念上複雑な問題に対して完全な解決策はないことについて同意しました。審議会は、将来キャッシュ・フローのどの部分が実績調整に関連するかを判別しなければならないという運用上の複雑性を述べ、スタッフの見解を支持しました。

審議会は、同様に、発生保険金および費用における予想と実績の差異から生じる実績調整は、投資構成要素を控除すべきことに同意しました。投資構成要素は、保険契約が、たとえ保険事故が発生しなかった場合であっても保険契約者に返済することを企業に要求している金額とされています。この取扱いは、保険契約収益および発生保険金と整合的な取扱いです。識別されない投資契約の支払の遅延もしくは加速が、実績調整に影響を与える可能性があり、そして実績調整の計算を実務的に複雑にする可能性があるとして、IFRS第17号の草案のレビューにおいて検出された論点への対応であると説明されました。

さらに審議会は、調整の前ではなく、むしろ契約サービス・マージンに対するすべてのその他の調整が行われた後に、契約サービス・マージンの償却は最後に行われるべきであるとする審議会の従前の決定を再確認しました。審議会の決定の根本的な理由は、CSMは（期間の開始時点ではなく、むしろ期間の終了時点における）最新の計算仮定を使用して計算されるべきであるとしています。

5. 移行措置

外部テストの結果、移行措置についても懸念事項が提起されました。これらの懸念事項への対応策は、2016年11月の審議会において議論が行なわれました。

(1) アプローチ

遡及アプローチは、実務的に不可能でなければ、もしくは、移行時における有効契約について、契約開始時における契約のグループを認識することができなければ、移行時における保険契約のグループに対して適用されるべきであるとしています（契約サービス・マージンの測定に関しても、同じ方法が定義されている）。そして、遡及アプローチが実務的に可能でない場合、企業は、修正遡及アプローチと公正価値アプローチとの間での選択が許容されます。しかし、この選択が可能でない場合には、公正価値アプローチを使用しなければならないこととなります（図表3）。

【図表3】移行におけるアプローチ



(2) 修正遡及アプローチ

修正遡及アプローチは、合理的かつ裏付け可能な情報を使用することが可能であることにより、遡及アプローチに最も近い結果を達成することが可能になります。この場合、企業は、過度のコストまたは労力なしに、利用可能な情報を使用する目的に合致させるために必要とされる最低限の特有の修正を使用することを許容されています。

(3) 公正価値アプローチ

企業は、公正価値アプローチにおいて、変動手数料アプローチに関する適格性および集約の水準を評価することが許容されています。そして、企業は、契約の開始時点もしくは表示する最初の期間の開始時点についての裁量性を定義することが許容されています。しかし、審議会のメンバーは、表示する最初の期間の開始時点と契約の開始時点との間における、変動手数料アプローチに関する適格性の判定時期に関する選択について、懸念を表明しました。スタッフは、この点を考慮し、表示する最初の期間の開始時

点の評価は、契約開始時点での判定が不可能な場合にのみ提供されることを意図していると説明しました。また、文言は、明確化されるであろうとの説明を行いました。

(4) 契約の群団

修正遡及アプローチおよび公正価値アプローチにおいて、企業は、契約を年次の計算群団に細分化することを要求されません。しかし、審議会のメンバーからは、移行において利用可能な、契約の集約に関する年次の計算群団の要求事項に関する救済措置についての懸念が表明されました。スタッフは、移行において、収益性を基礎とした分割の要求事項に関する救済措置がないこと、および企業は、依然として、カバー単位に基づく契約サービス・マージンを解放しなければならないことを明確化することを説明しました。

(5) 割引率

上述の救済措置に対応し、契約の開始時点におけるロック・インされた割引率ではなく、表示する最初の期間の開始時点における割引率を使用することが許容されます。そして、企業が、表示する最初の期間の開始時点における割引率を使用する場合には、保険金融収益もしくは費用について、移行時においてこの取扱いを適用した契約とそれ以外の契約に区分して作成することが求められます。そして、公正価値で評価しその変動をその他の包括利益において認識する保険契約に関連した金融資産について、累積されたその他の包括利益に関する期首残高から期末残高への調整表を開示することが必要になります。さらに、スタッフは、資産が有配当性を伴う基礎となる資産を表しているか、もしくは、資産が管理目的で負債に配分されている場合、スタッフは、同様に、資産が、開示目的で負債に関連することを説明しました。

(6) 公正価値

数名の審議会のメンバーは、フィールドテストへの多くの参加者は、公正価値による実務的な対応策が選択された保険契約に対する IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用についての明確化を求めたと述べました。審議会は、スタッフに、ペーパーもしくはウェブキャストによる基本的な例の説明のような、保険契約の公正価値に関する教育マテリアルを公表することを要求しました。

6. 基準書の発効日

2016 年 11 月の審議会において、IFRS 第 17 号の発効日は、2021 年 1 月 1 日とすることが決定されました。企業は、IFRS 第 17 号を 2021 年 1 月 1 日より前に開始する事業年度に早期適用する場合には、IFRS 第 9 号「金融商品」ならびに IFRS 第 15 号「顧客からの収益」についても適用する必要があります。

この審議において、審議会のメンバーの一名は、5年の導入期間を提案しました。当該メンバーは、5年の導入期間は、小規模もしくは洗練されていない事業を行っている会社に対して、IFRS 第17号を適切に導入するための時間を提供することを可能とすると述べました。当該メンバーは、同様に、世界中における同時の導入は、より不経済な導入をもたらすとの見解を述べました。しかし、以下の理由により、当該メンバーの提案は支持されませんでした。

- ・すべての保険契約に関する統一化された会計は、IFRS 第17号の重大な利点であり、2年以内の遅れであっても、大きな差異をもたらす。
- ・IFRS 第9号の導入の経験に基づけば、長期の導入期間は、会社が導入期間の後半に導入を延期することを可能とする。
- ・大規模な保険者であれば、小規模な保険者よりも大きな影響を受け、そして、IASBのメンバーは、大規模な保険者は、導入プロジェクトを3年半で完了できると考えている。

また、幾つかの保険会社が、IFRS 第17号の早期適用を考える可能性もあるとの見解も述べられました。IASBが直面した、公表後のIFRS 第15号の改定に基づく複雑性に基づけば、IFRS 第17号の改定が、早期適用者導入を複雑にし、そしてエンドースメント手続を複雑にすることが予想されます。これを理由に、IFRS 第17号の改定は、望まれないであろうとの見解も述べられました。

7. 今後の予定

2017年3月の審議会で、保険契約プロジェクトの進捗状況が説明されました。あわせて、基準の公表は、5月後半に公表される予定であることが公表されました。